

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

市町村名 (市町村コード)	東かがわ市 (372072)	
地域名 (地域内農業集落名)	五名 (開世、日東、共栄、日西、栄南、鈴南、鈴北、掛橋、大北、更正、大下、大柳、 八丁、北進、影木屋、大家、角上、黒川、下払川、上払川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

五名地区の現状の農地について、基盤整備が実施できているところが一部あるが、山際には狭小で畦畔が広い農地も多く、維持管理に労力を要するため、十分な管理ができていないところもある。
また、農地自体が分散しているため、集約化が難しい。
現在、中山間地域等直接支払制度を活用して、山間部の保全管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農産物価格の下落傾向の中、収益性の高い園芸品目の取組みの推進やネット販売、消費者への直接販売など多様な販路確保についても推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集積可能な、条件の良い農地については耕作することを基本としつつ、条件の不利な農地については鳥獣被害対策としての緩衝帯として維持管理を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地自体が分散しているため、集約化が難しい。 また、担い手もこれ以上の耕作面積の拡大意向がないため、現状の維持管理に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構と連携して、目標地図を利用したマッチングを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
開世、共栄、日西、鈴南、鈴北、大北、更正、大下、大柳、八丁、北進、大家、角上、黒川、下払川、上払川地区 にて実施済み、実施予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者など新たな担い手の育成とサポートに向けて、受け入れやすい環境づくりを関係機関の協力を得ながら地域ぐるみで進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者の減少・高齢化、兼業農家の増加に伴い、管理が難しくなるような農地については活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①比較的サルに食べられにくい唐辛子やレモン等を植え付けて被害を減らし、山際の農地については果樹等を植えて、緩衝帯として活用する。
⑦中山間地域等直接支払、多面的機能支払事業など地域ぐるみの取組みを積極的に進める。